

環境保全協定にかかる覚書

甲南ユーティリティ株式会社

神 戸 市

環境保全協定にかかる覚書

神戸市（以下「市」という。）と甲南ユーティリティ株式会社（以下「事業者」という。）は、平成20年10月23日付けで締結した環境保全協定書第10条に基づき、次のように覚書を締結する。

（公害防止対策）

第1条 事業者は、自らの環境保全に関する方針に基づき、及び市の定める指針を参考に、公害防止対策に係る次の分野の活動を実施するものとする。

（1）大気汚染対策

- ①窒素酸化物対策
- ②その他有害物質対策

（2）水質汚濁対策

- ①健康項目対策
- ②生活環境項目対策
- ③その他有害物質対策

2 事業者の公害防止対策について必要な事項は、別途協議するものとする。

（地球温暖化対策）

第2条 事業者は、自らの環境保全に関する方針に基づき、及び市の定める指針を参考に、地球温暖化対策に係る次の分野の活動に取り組むこととする。

- （1） 二酸化炭素の削減対策
- （2） 二酸化炭素以外の温室効果ガスの削減対策
- （3） その他地球温暖化防止に寄与する対策

（その他環境保全活動）

第3条 事業者は、自らの環境保全に関する方針に基づき、及び市の定める指針を参考に、前2条のほか、環境保全に係る次の分野の活動に取り組むこととする。

- （1） 環境負荷の少ない資源、材料及び燃料の選択
- （2） 省エネルギー、省資源対策
- （3） 産業廃棄物の適正処理と減量
- （4） 地域での環境保全活動の推進

2 事業者は、前項に定める活動のほか、市の定める指針を参考に、環境保全活動への取組を検討するよう努めるものとする。

（環境保全計画書の策定）

第4条 事業者は、自らの公害防止対策、地球温暖化対策、環境保全活動に関する方針に基づき、及び市の定める指針を参考に、環境保全計画書を作成するものとする。

2 環境保全計画書には、次に掲げる事項を記載することとする。

- (1) 公害防止対策、地球温暖化対策、その他環境保全に関する組織の現況
 - (2) 公害防止対策、地球温暖化対策、その他環境保全に関する基本方針
 - (3) 事業活動による前年度の環境への負荷量（地球温暖化対策については、電気・燃料等の使用量及び二酸化炭素排出量）
 - (4) 事業活動による環境への負荷量の管理目標値（地球温暖化対策については、二酸化炭素の当該年度排出削減目標、将来削減目標の設定）
 - (5) 事業活動において、当該年度に取り組んでいく公害防止対策、地球温暖化対策、環境保全活動
 - (6) その他指針に定める事項
- 3 事業者は、作成した環境保全計画書を、当該年度の6月末までに市に提出することとする。
 - 4 事業者は、作成した環境保全計画書を、自ら公表するよう努めなければならない。
 - 5 市は、地球温暖化問題の解決には、市民、事業者との協働が必要であることから、公にされることにより、当該特定排出者の権利、競争上の地位その他正当な利益が害される恐れがある場合を除き、事業者から提出された環境保全計画書を公表することとする。

(環境保全報告書の策定)

第5条 事業者は、自らの公害防止対策、地球温暖化対策、環境保全活動に関して作成した環境保全計画書の実施状況を記した環境保全報告書を作成するものとする。

2 環境保全報告書には、次に掲げる事項を記載することとする。

- (1) 当該年度における環境への負荷量（地球温暖化対策については、電気・燃料等の使用量、二酸化炭素排出量及びその他温室効果ガスの排出量）
- (2) 環境保全計画書に定めた管理目標値等の達成状況、その増減に関する評価、説明等
- (3) 環境保全活動に係る報告

3 事業者は、作成した環境保全報告書を、翌年度の6月末までに市に提出することとする。

4 事業者は、作成した環境保全報告書を、自ら公表するよう努めなければならない。

5 市は、地球温暖化問題の解決には、市民、事業者との協働が必要であることから、公にされることにより、当該特定排出者の権利、競争上の地位その他正当な利益が害される恐れがある場合を除き、事業者から提出された環境保全報告書を公表することとする。

(届出等)

第6条 事業者は、次に掲げる事項を変更したときは、遅滞なく変更届（様式1）を提出することとする。

- (1) 協定締結事業場等の名称
- (2) 協定締結事業場等の所在地
- (3) その他

(見直し)

第7条 市及び事業者は、事業者の行う環境保全活動の継続的な向上を図るため、事業者に関する状況及び社会状況等の変化に応じ、前各条に定める事項について見直しを行うものとする。

2 事業者は、環境保全計画書に定める方針及び目標の内容の見直しにあたって、市及び事業者が協議の上必要があると認めるものを市に報告するものとする。

(疑義の解決等)

第8条 本覚書に定めない事項について定めをする必要が生じたとき、本覚書に定める事項に疑義を生じたとき又は本覚書を変更する必要が生じたときは、その都度、市と事業者は協議を行う。

本覚書の締結を証するため、本書を2通作成し、市及び事業者は記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

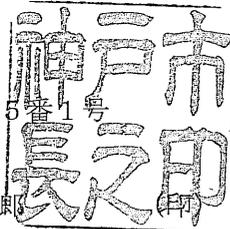
平成20年10月23日

市

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

神戸市

神戸市長 矢田 立 郎



事業者

神戸市東灘区深江浜町3-7番

甲南ユーティリティ株式会社

代表取締役社長 鈴木 裕

